

①発見

担任・教科担任・養護教諭 等

- いじめの現場を発見
- 本人からの訴え(アンケート・生活の記録等)
- 本人の保護者からの訴え
- 上記以外からの情報提供

②報告・共有

学年部担任

報告 (口頭・記録)

生徒指導主事

報告 (口頭・記録)

校長・教頭(管理職)

招集

記録にて報告

報告・相談

④聞き取り

複数の職員で対応

- 関係者から丁寧に話を聞く。
- できる限り多くの情報を得る。
- 聞き取り内容(いつ・どこで・誰が・何を・どのように等)を明確に定めておく。

【聞き取りの際の注意事項】

- ・児童が安心して話せる人や場所に配慮する。
- ・関係者からの情報に食い違いがないかを確認する。
- ・情報提供者についての秘密を厳守し、報復等が起こらないよう細心の注意を払う。

- 七宗町教育委員会(48-1114)
- 加茂警察署(25-0110)
- 神淵駐在所(46-1002)
- 中濃子ども相談センター(25-3111)

【外部専門家】

- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・弁護士・医師・警察官経験者等

助言

適宜連絡

保護者

連携

報告

指導

町教育委員会

相談

支援

警察署・駐在所
子ども相談センター

適宜連絡

支援

適宜連絡

民生委員・児童委員

支援

適宜連絡

学校運営協議会

支援

適宜連絡

PTA会長

支援

報告

職員会議

共通理解

③組織対応「いじめ対策委員会」

報告・情報の整理・共有

対応方針の決定

指導・対応者編成

事案の状況により、対応者の決定

(担任・学年部担任・生徒指導主事・養護教諭等)

■メンバー

- ・校長、教頭、生徒指導主事、当該担任、当該学年部担任、教育相談コーディネーター、養護教諭
- 必要に応じて SC、学校評議員、保護者代表

■初期の組織対応

- (1)情報の整理と共有
 - ・いじめの態様
 - ・聞き取り状況 等
- (2)対応方針の決定
 - ・本人のケア
 - ・関係者への指導 等

いじめ解消に向けた指導